

平安京北郊における有栖川の流れ

片 平 博 文

1 平安京の北郊

平安時代の初期以来、平安京の北郊は、深泥池や船岡山周辺など、天皇らによる遊獵の地として知られていたが、ほかに毎年4月中西日に催行された賀茂祭の主要舞台となる重要な地域でもあった。そこには上下の賀茂社をはじめとして、齋院御所として崇められていた紫野齋院などの建物もあった。さらに、祭の翌日に行われた賀茂齋王の還立を見物しようと、多くの人々がその沿道に訪れる場所でもあった。たとえば、『枕草子』の「鳥は」や「見物は」の書き出しで始まる章段からは、船岡山の東側に位置していた雲林院や知足院の付近が、その見物にもっとも都合のよいスポットの1つであったことがわかる。

そのようなさまざまな場所や施設とともに、すでに平安時代から平安京北郊の風景を構成していたさらなる自然景観として、有栖川の存在があげられる。有栖川は、文治年間(1185～90)頃、顕昭によって著された『袖中抄』¹⁾に、「齋院のおはします本院のかたはらに侍る小河なり」として詳しく触れられており、平安末～鎌倉初期にかけて、和歌の中に数多く詠まれていた場所でもあった。『新編国歌大観』²⁾によれば、有栖川を詠んだ和歌は、異なる歌集に重複して掲載されたものも含めて39首が数えられ、そのほか詞書や歌枕の中にもその名がいくつか出てくる。また、「いつきの宮」などの句とともに詠まれているものもしばしばみられ、それらの多くは、紫野にあった齋院のほとりを流れていた有栖川を指していたものとみなされる。

有栖川に関して詠まれた和歌のうち、最も古いと考えられるものは、『夫木和歌抄』巻24にみられる躬恒の「おとに聞くいつきの宮のありす河ただふなをかのわたりなりけり」の1首であろう。この歌の詞書には、「北野行幸に本院の辺にて詠む」と記されている。躬恒が北野への行幸に随行したことが確認されるのは、醍醐天皇の延喜18年10月19日(918)のことであり、すでに10世紀初期の頃から、船岡山と齋院の近くに有栖川と呼ばれた流れのあったことが確認される。また、鎌倉末～南北朝にかけての僧真観によって撰集された『秋風和歌集』巻10には、富家入道前関白によって詠まれた「ありす河松のよはひのかけ見えて千よもいつきのすみぬべきかな」の1首が採録されており、その詞書には「康和元年四月三日齋院にて、松みづに映ずといふことをかうぜられけるによりみ侍りける」とあって、11世紀末の康和元年(1099)頃にも、齋院のそばを有栖川が流れていたことが明らかである。これ以降『袖中抄』までの間、またその後にかけても有栖川に関する多くの歌が詠まれており、さらに鎌倉時代初期の歌論書である『八雲御抄』にも、有栖川を「齋院御所」とする記述があることなどから考えて、この川が長い期間にわたって船岡山の東側を流れていたことは疑いない。では、具体的に有栖川はどこを流れていたのだろうか。

その流路や齋院との関係について触れたこれまでの研究として、角田の論考が揚げられる³⁾。角田によるこの研究は、紫野齋院のあった場所やその規模を推定したもので、そばを流れていた有栖

川の流路についても論及されており、有栖川に注目した先駆的な成果といえる。また小山の研究も、雲林院・知足院と紫野斎院との関係を考察する中で、有栖川の場所に注目したものである⁴⁾。さらに加納も、雲林院の場所の比定を試みる中で、付近を流れていた「小河」に触れている⁵⁾。小論では、これら先学の成果に基づきながら、かつて平安京の北郊を流れていた有栖川の流路の復原を試みることにしたい。

2 『年中行事絵巻』にみられる小川

有栖川上流のようすを知る手がかりは、12世紀の後半に原本が作成されたと考えられている『年中行事絵巻』⁶⁾の中にみられる。図1は、その巻12にある「今宮祭」の日のようすを示したものである。ここには、祭の日の賑わいととも、神社とその付近の風景とが詳細に描かれている。ただしこの図では、情報を読み取りやすくするため、アルファベットが記入されているほか、川の流れも強調されている。

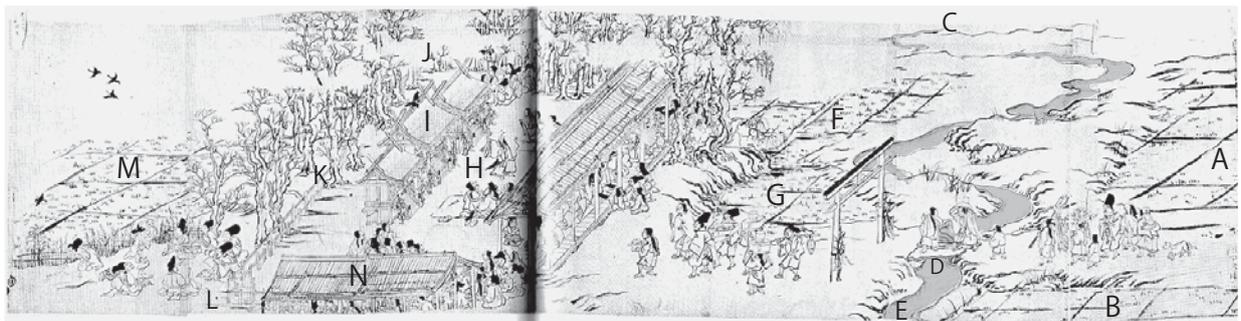


図1：『年中行事絵巻』にみられる「今宮祭」の日のようす

『年中行事絵巻 日本の絵巻8』（1977）により作成

絵巻の右側には今宮社への参道が描かれ、多くの人々が神社に向かっているが、その周囲には一面に耕地（A・B）が広がっている。それは、畦畔らしき線によって規則正しく区画されていることから、おそらく水田とみて間違いはないだろう。参道に沿って進んでいくと、道はやがて川の流れ（C-E）とほぼ直角に交差し、そこには石橋と思われる橋（D）が架けられている。ちょうど橋を渡っている市女笠をかぶった老女の先には鳥居があつて、それを抜けると右側には再び水田（F・G）が現れる。そのすぐ先はもう社の建物となっており、神殿（I）の前にある境内の広場（H）では、巫女らしき女性が神楽を舞っているところである。また、神殿の背後や向こう側には高い木々が描かれていることから、神社が社叢によって囲まれていたことが想像される。さらに神殿の背後には、神域を区切っている瑞垣（J-K-L）がめぐらされ、その後ろ側にはまた水田（M）の広がり認められる。

絵巻に描かれたこのようすを、今宮社周辺を示した近代の地形図に照らし合わせると、この絵が南側から描かれたものであることが判明する。図2は、絵巻中の各風景に付されたアルファベットに基づいて、そのおおよその場所を地形図中に比定したものである。かつての参道は、今宮社との位置関係からみて、現在の大徳寺北側を通る道とみて差し支えない。今宮社を西にみて神殿に向か

う参道周辺には、A・B・F・Gの水田が広がっていた。また、水田A・BとF・Gとの間には、北から川(C-E)が流れ下っており、参道と交差する地点にはかつて石橋(D)が架けられていた。この川は、周囲に多く分布していた水田への灌漑の可能性や、周囲の人物から測定されるおよその川幅、また比較的豊富に描かれた水量などからみて、一時的に水が流れるような溝や水路ではなく、恒常的な流れのものであったと考えられる。さらに、その水源は周囲の地形か

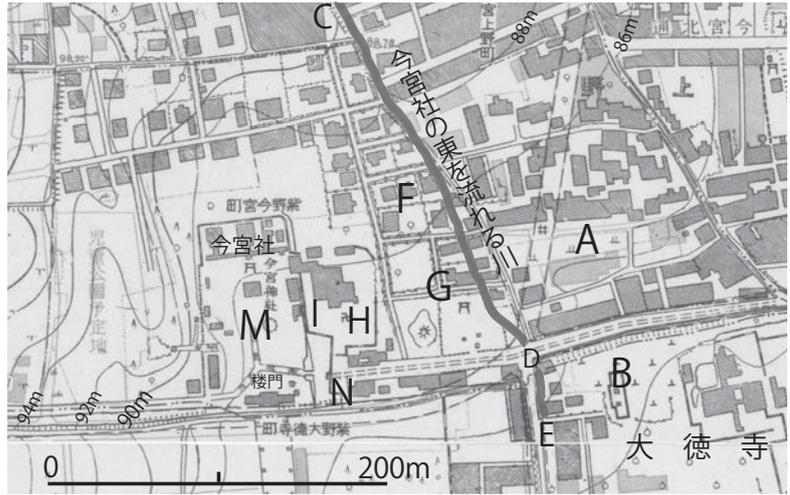


図2：「今宮祭」にみられる風景の位置比定

ベースマップは、1/3000京都市都市計画図（大正11年測図、昭和28年修正）による。なお、図5・7のベースマップについても同様。

らみて、背後の鷹峯丘陵や、栗栖野の奥の釈迦谷などに遡ることができる。大正11年（1922）に測図されたこの地形図でも、鷹峯丘陵などから流れ下る小川が神社の東側を通過しており、絵図に描かれた12世紀後半時点の状況とほとんど変わっていないことがわかる。

一方、絵図中の神殿を含めた建物配置や、さらにその背後にかけてひろがる風景については、近代の状況と大きく異なっている。まず現在、今宮社の本殿は南を向いて鎮座しているが、絵巻の時代には参道を入るとその方向が正面となるよう、神殿は東側を向いて建てられていた。また現在、境内の南側にあるような楼門や、そこから南や東・西に通じる道路についても、少なくとも描かれていない。おそらく、南側からのアプローチとなるような施設は、一切無かった可能性が高い。そのことを裏付けるかのように、絵図の南側には、瑞垣(L)から東側への延長線上に、板葺きの長い建物(N)が境内南側の境界を塞ぐように描かれている。

現在と大きく異なるもう1つの点は、絵図に描かれた神殿背後にあたる西側の状況である。絵図には神殿の背後に神域の範囲を明確に区切る瑞垣(J-K-L)が描かれ、さらにその西側に水田(M)があったことを示している。ところが図2をみると、地形図の今宮社本殿のすぐ西側には急傾斜の小さな丘陵が迫っており、本殿付近と丘陵上との高さの差は8m以上もあることから、かつてその場所に水田が営めるような空間があったとは到底考えられない。神社西側におけるこのような地形的制約を考慮すれば、絵図にある今宮社の位置はその境内も含めて、今よりもやや東側に位置していたことが判明する。絵図中に描かれた西側の水田(M)は、ちょうど現在の今宮社境内付近に広がっていたものと判断される。

3 大徳寺の中を流れていた川

(1) 大徳寺東側における塔頭・寮舎の創建年代

『年中行事絵巻』で北から南に流れていた川は、さらにどこを流れ下ったのだろうか。それを解く手がかりが、大徳寺の境内に残されている。図3は、『龍翔寺西後園敷地指図』⁷⁾（大徳寺文書2-958）

に描かれた龍翔寺付近の土地のようすを、実際の長さ置き換えることによって復原したものである。同指図に示された内容は、龍翔寺が大徳寺から預かり請けた土地の場所を明記した永禄11年(1568)5月22日付の、「龍翔寺役僧連署請文」(大徳寺文書2-957)に書かれているものと同じであるから、この時に作成されたものと考えられている。西後園の場所を示した請文の「四至」には、「東者限龍翔寺堀、南限堀、西ハ限若狭川、北限龍翔寺北堀通」と書かれ、また同指図の端には「北者限堀、南ハ龍翔寺之堀迄、廿二丈九間、東ハ限如意庵堀、西ハ若狭川迄、四十三丈之、其外龍翔寺の後者指図に見タリ」とあって、それぞれ図3の左下(南西部)と上部とに相当することが明らかである。また「紹隆等連署山林売券」(大徳寺文書2-946)によって、この土地は永禄4年(1561)11月13日、「山林」として大徳寺に売却されていたことがわかる。

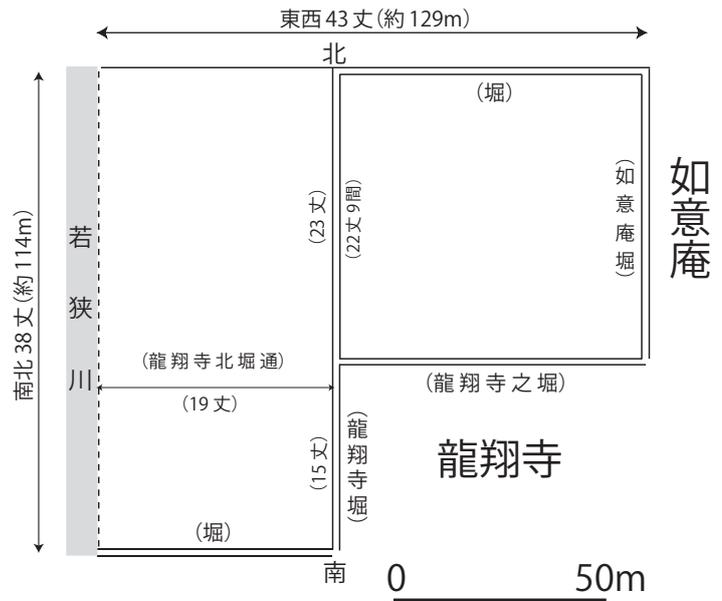


図3：永禄11年(1568)『龍翔寺西後園敷地指図』に描かれた龍翔寺付近のようす

図3に見タリ」とあって、それぞれ図3の左下(南西部)と上部とに相当することが明らかである。また「紹隆等連署山林売券」(大徳寺文書2-946)によって、この土地は永禄4年(1561)11月13日、「山林」として大徳寺に売却されていたことがわかる。

『龍翔寺西後園敷地指図』や上記文書の記載から、少なくとも16世紀の半ば頃、龍翔寺の北東に位置していた如意庵の西堀から西に向かって43丈、すなわち約129mのところには若狭川の流れがあった。付近の地形から考えて、川は北から南に流れていたことが容易に理解される。指図で具体的な場所の目印となっている如意庵は、川上⁸⁾の研究によれば、遅くとも至徳3年(1386)までに創建されていた大徳寺の塔頭で、創建当初から江戸時代初期まで、現在の法堂北側にある方丈西側の庫裏付近に位置していた。その具体的な場所は、図4の[A]付近となる。

図4は、川上によって作成された大徳寺塔頭等の分布図とその分析をもとに、竹貫⁹⁾の成果や「龍宝山大徳禅寺志」¹⁰⁾をも参考としながら、永禄年間前後の大徳寺東部における塔頭・寮舎の創建年代をまとめたものである。濃いグレーに塗られている区画は、その創建年代が永禄年間以前のものであることを示している。まず、法堂北部に位置する真珠庵は延徳3年(1491)、大徳院は永正12年(1515)のそれぞれ創建とみなされている。また現在、寺城南側に位置する大用庵は、永享11年(1439)、今の方丈付近にあたる如意庵([A]付近)の東に



図4：永禄年間前後の大徳寺東部における塔頭・寮舎の分布

川上(2005)の付図をもとに作成

建てられていた。聚光院については、永禄9年(1566)の創建とも伝えられるが、文書で確認されるのは元亀2年(1571)のこととされ、必ずしも正確にわかっていない。しかし、永禄11年の状況を反映している先の指図(図3)には、聚光院の建っている場所に何の記載もないことから、創建はこの後のことと考えられる。

次に、法堂や佛殿の西側に位置していた旧龍翔寺は天文8(1539)、この地に再建されたが、現在では天瑞寺があった場所に移転している。また、玉雲軒は最初加賀国に建てられたが、101世雲叔宗慶(永禄9年没)によって天文21年(1552)、仏殿西側の地に移建されている。正受軒(院)は、永禄5年(1562)に亡くなった93世清庵宗胃によって、天文23年(1554)に創建されたものである。さらに、興臨院は大永6年(1526)～天文2年(1533)、その南側の瑞峯院は天文21年のそれぞれ創建となっている。玉雲軒・正受軒(院)・瑞峯院の場所は、いずれも以前は興臨院が所有していた土地であった。

三門の南側に位置する徳禅寺は、開祖の徹翁義亨によって創建されたもので、大徳寺の中では最も古い塔頭として数えられ、その歴史は貞和3年(1347)もしくは暦応3年(1340)頃までさかのぼれる。また松源院は延徳4年(1492)、養徳院は永正4年(1507)、龍源院は永正15年(1517)頃にそれぞれ創建されたものである。さらに黄梅院に関しては、その前身となる黄梅庵が永禄5年に創建されている。黄梅庵の地は、かつて龍福院と呼ばれる塔頭のあった場所(87世休翁宗万により創立される。天文3年(1534)12月没)で、同年、龍源院の所有となっていたところを買収したものである。黄梅庵は、天正15～17年(1587～89)にかけて一新された後に黄梅院と改められていることから、この時、西側に向けてさらに敷地が広げられた可能性が高い。

永禄年間以前に創立されたこれらの塔頭・寮舎に対して、今度はその西側に位置するものについてみていきたい。西側にある塔頭・寮舎は天正～慶長年間に建てられたものが多い。まず北に位置する芳春院は慶長13年(1608)、総見院は天正10～12年(1582～84)頃、三玄院は天正17年(1589)にそれぞれ創建された。また、龍泉庵は明応年間(1490～1500)頃の創立とされるが、その後162世日新宗益(元和6年(1620)没)の元和年間になって再建され、さらにこの地に移ったのは寛永13年(1636)のこととされている。養華院は130世玉甫紹琮の住まいとなったもので、文禄年間(1592～96)または慶長年間(1596～1615)に創建された。そのほか、常楽庵は天正年間、大慈院は天正13年(1585)、そして龍光院は慶長13年(1608)のそれぞれ創建となっている。

以上、現大徳寺の東部における塔頭・寮舎の創建年代の比較から、『龍翔寺西後園敷地指図』が作成された永禄年間を境として、それ以前に創建された塔頭・寮舎の敷地は図4の東側に、また以後のそれは西側にはっきりと分かれて分布していたことが改めて確認された。

(2) 大徳寺内における若狭川の流路

すでにみたように若狭川は、少なくとも16世紀半ばの永禄年間には現在の大徳寺の中を流れていた。その具体的な場所は、「東八限如意庵堀」から43丈西側の地点である。この場所は、かつての如意庵敷地の西堀から西に向かって約129mの地点となる。では、若狭川流路特定の手がかりとなる如意庵の堀はどこにあったのだろうか。大徳寺には、『龍翔寺西後園敷地指図』とほぼ同時期の、永禄8年(1565)4月13日に作成されたもう1枚の指図である『大徳寺西後園并路地指図』¹¹⁾(大徳寺文書2-953)が残されている。これに関連した請文(大徳寺文書2-951・952)の内容から、この指図は90世の大林宗套によって創建された栽松軒の土地を、正応軒との間で換地した時に作成されたも

のと考えられている。指図には、換地された該当の土地（後の聚光院の場所）の東側に、大徳院南西部の堀に沿って如意庵の堀がそのまま並ぶような形で描かれている。図3をもとに言い換えれば、「如意庵堀」の延長線上、すなわち同堀のすぐ北側に大徳院の堀が延びていたことになる。大徳院は現在も同じ場所に存在していることから、同敷地南西端から西に向かって43丈のところが、当時の若狭川流路となる。

図5は、図4ならびに『龍翔寺西後園敷地指図』『大徳寺西後園并路地指図』などをもとに、永禄年間の大徳寺境内における若狭川の流路をたどったものである。今宮社の東側を北から南に流れてきた川は、芳春院・龍泉庵の付近 (a) からそのまま大徳寺の境内に入り、のちに創建されることになる総見院 (b) や三玄院 (c) 敷地内の西側を流下し、正受院敷地のすぐ西側から常楽庵・大慈院の敷地を抜け、黄梅院の南西側付近 (d)

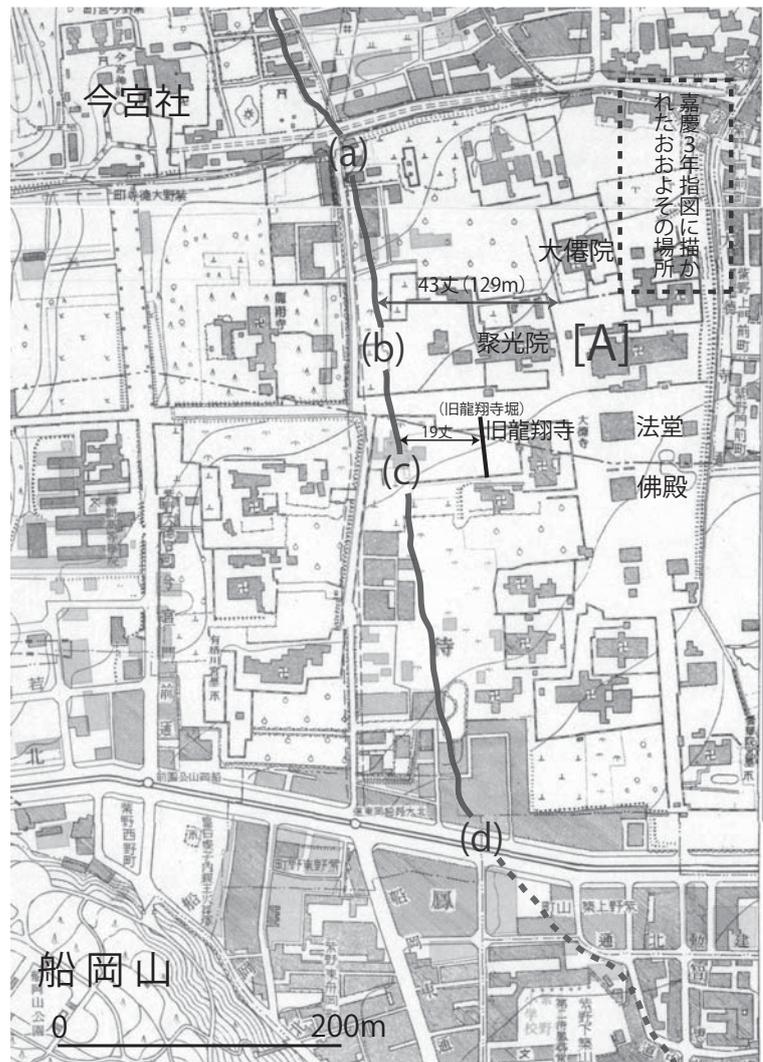


図5：大徳寺境内における若狭川の流路

に流れ出ていたものとみなされる。復原された永禄年間における若狭川の流路は、12世紀後半の『年中行事絵巻』にみられる川の流路と直接つながっていることから、約400年の時間差があるものの、この間に大きな場所的変化がなかったものと考えられる。そのことを間接的にはあるが、裏付ける史料が存在する。

図6は、嘉慶3年(1389)1月11日付の『今宮社別当宗秀敷地指図』¹²⁾に描かれた大徳寺北東域のようすを、実際の長さに置き換えて復原したものである。この指図は「今宮社別当宗秀敷地寄進状」(大徳寺文書5-1943)に添えられているもので、今宮社別当の宗秀が代々の相伝地であったこの土地を、大徳寺塔頭の如意庵に寄進したことがわかる。すでに触れたように、如意庵は現在の法堂北側の地に、嘉慶3年の3年前にあたる至徳3年までに創建されていたことから、この時さらにその周囲へと所有地を拡大させていたのだろう。指図に示された土地は、「大宮面」と「大徳寺墻」「今宮河」によって囲まれたところにあった。「墻」とは塀や垣、囲いのことをいう。このうち「大宮面」は、図中に示された「南北廿四丈」という長さの記述からも推測できるように、大宮通に続いていく東側を指しているのだろう。そうだとすれば、斜めに書かれた「大徳寺墻」とは、大徳寺佛殿や如意庵などがあった南西側、また「東西九丈」という長さが書かれた「今宮河」に面する場所は北側に位置することになる。したがってその具体的な場所は、図5中の破線によって囲まれた範囲内

の、大徳寺域北東部にあったことが判明する。地理的にみて、大徳寺がこの土地を所有することは、敷地の一円化をさらに拡大するために都合のよい場所の1つであったと考えられる。

指図に書かれたこの「今宮河」は、周囲の地形から判断して西から東に流れていたことになる。しかも「今宮河」は、「大宮面」と直角に交わるように描かれていることから、指図のさらに西側にあったはずの大徳寺の所有地を、人為的に区切る水路であった可能性が高い。そうだとすれば、これの上流部となる指図の西側には、外堀である「今宮河」に水を流す水源、すなわち本流となる川が流れていたはずである。永禄年間頃までに創建された塔頭・寮舎の西側を流れる若狭川流路の位置は、少なくとも14世紀の後半にまで遡ることができる。

しかし図4からも明らかなように、慶長年間(1596～1615)頃までには、大徳寺の境内は堀によって完全に囲まれることになる。また江戸時代の初期に作成された『洛中絵図』¹³⁾には、若狭川の流れが今宮社の東を流れたあと、大徳寺北側の堀で東に折れ、さらに東側の堀に沿って南へと流れ下るように描かれており、江戸時代の初期にはこの流路(堀)が本流となっているようすが読み取れる。すなわち、永禄年間から江戸時代初期までのわずか半世紀ばかりの間に、大徳寺付近における若狭川の流路が大きく変化しているのである。

おそらくその変化の直接的な原因となったのが、白毫寺の跡地に建設された塔頭の総見院である。総見院は、本能寺で討たれた信長を供養する目的で、天正10～12年(1582～84)にかけて秀吉によって創建された。建設の途中で秀吉による直接の実検も行われたらしく、「作様一向機ニ不合トテ、ナワ打ヲシテ又立ナヲサスルト云々」(『多聞院日記』天正12年10月16日)などとあって、敷地範囲の変更をも含めた大規模な建て直しがあったことを示唆している。さらにその出来事直前の同年9月6日、総見院の敷地に建設していた惣見寺に関連して、前田玄以から今宮社に対して定書が出されている。「今宮祭礼御輿相渡候道事」で始まるその定書(真珠庵文書7-916-(13))には、今宮祭の際に御輿が渡る道のことが書かれている。すなわち、その中には、

一、惣見寺於相立者、新儀た里といふ共、可為西之道事、

一、若惣見寺於不相立者、近年有来可為道通事、

一、右両条不相定付而、当年者、かりに東之道通、御輿可相渡之旨、申付候間、以来共非相定候事、とあって、総見院の敷地付近に関しては、今宮社から南に「東之道」が通じていたこと、惣見寺の建設予定地にその道が重なることなどの事実がわかる。図4・5などに示された大徳寺内部における塔頭・寮舎の敷地配置から、惣見寺建設に関して「東之道」が重なっていたとすれば、当然そのすぐ近くを流れていた若狭川もまた、その流路を変更する必要があったはずである。おそらく若狭川の流路は、天正12年頃に、大徳寺境内の北側と東側の堀に沿って付け替えられたのであろう。かつて川が流れていた場所に建てられた総見院南側の三玄院、大慈院、龍光院などは、すでにみたようにすべて天正12年以降の創建となっている。

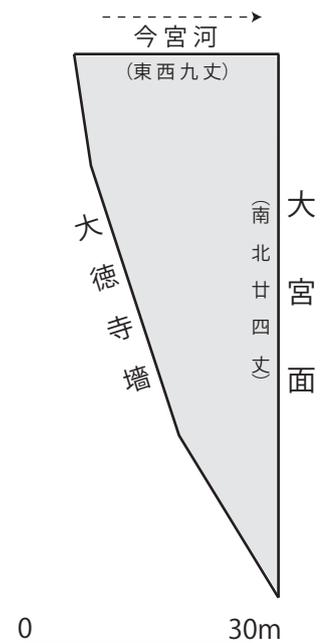


図6：嘉慶3年(1389)『今宮社別当宗秀敷地指図』に描かれた土地

4 船岡山の東麓から齋院付近

(1) 船岡山東麓の「小河」

大徳寺境内を流れ出た川の流路を追う手がかりは、雲林院の西側で得られる。『兵範記』久寿2年(1155)8月2日条には、先の7月23日に崩御された近衛天皇の、船岡山における葬送時の状況を語る記事が載せられている。近衛天皇は8月1日に船岡山で荼毘に付され、翌2日になって御骨が知足院不動堂に安置された。この時、事に携わっていたのが関白忠通であるが、この時の具体的なようすについて『兵範記』には、「殿下於知足院、猶着御藁沓、召御車、於雲林院四足門前小河、脱藁沓、洗御足、御手祓、召草人形云々」とあって、忠通が雲林院四足門前にある川のほとりで足を洗い、手を清めたことがわかる。雲林院の具体的な場所とその規模等の復原については、すでに筆者による研究¹⁴⁾があるので、そちらを参照されたい。

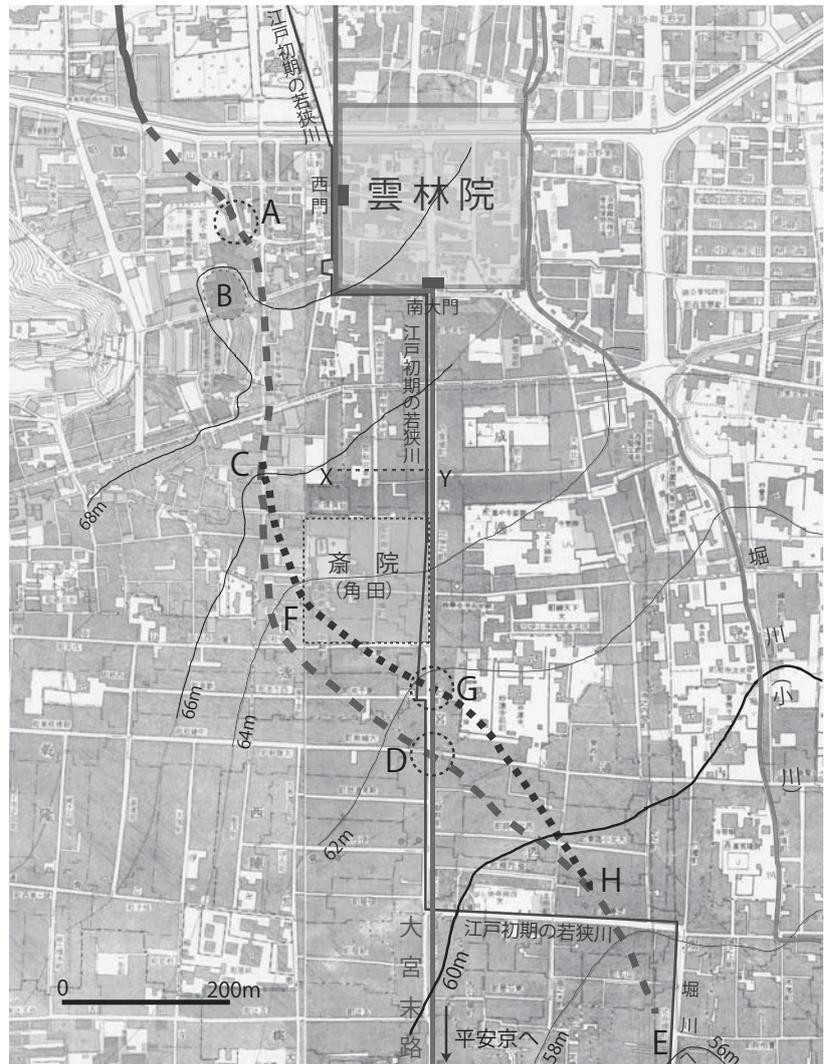


図7：雲林院の西から齋院付近にかけての有栖川(若狭川)の流れ

図7は、その研究をもとにして雲林院の具体的な場所を地図に復原したものであるが、雲林院には『今昔物語』の「円融院御子日参曾彌吉忠語」(巻28-3)¹⁵⁾に出てくる「南大門」のほかに、「西門」もあった。すなわち、12世紀初期の永久2年(1114)10月1日、堀川院の中宮であった篤子が崩御され(『殿暦』『中右記』同日条)、雲林院の掌侍堂に移されて、翌日葬られた。その時の状況が、三善為康(1049-1139)によって著された『後拾遺往生伝』¹⁶⁾に詳しく書かれている。そこには、

「只祈臨終之速証。兼占雲林之洞。令作柏城之墳。同十月一日。侍其造畢。忽兮崩御。〈御年五十五〉即日戌時。奉遷雲林院。其翌日戌剋。奉安御墓。彼入滅夜。幼年宮女夢。調微細音楽。出自西門。指西行啓云々。……又同廿三日。撰津国安寧寺住僧夢。到雲林院。見船岡方。当御墓所。修于迎講。即時阿弥陀仏乗於塔婆。与無量聖衆。迎后儀而去云々」

とあって、中宮篤子の崩御時のようすと、葬儀直後に側人や撰津国の僧侶らが見た夢の内容とが記されている。そこには入滅の夜、仕えていた幼年宮女が見た夢に、篤子がかすかな音楽の調べとともに西門を出て行かれる情景が表現されており、その方向は撰津国安寧寺の僧の見た夢によると、船

岡山であった。雲林院の西門ないし西側の延長線上には、船岡山があったのである。雲林院と船岡山との位置関係については、同じ『後拾遺往生伝』巻中の22「左馬大夫入道貞季」の項目にも記載されている。

『兵範記』の「四足門」が篤子崩御時の「西門」であったと考えれば、両者の記事の空間的な位置関係は見事に一致する。大徳寺の境内を出た川の流路は、詳細な場所の比定ができないため点線によって示されているが、ほぼこの位置を流れていたことは間違いない。久寿2年に忠通が「小河」で手足を清めた場所は、図7のA付近であった可能性が高い。地図上で計測すると、そこは「西門」からわずか100m余の距離で、まさに「四足門前」と呼ぶにふさわしい場所であったと考えられる。Aのすぐ南東部にあたる推定流路脇には、近年まで「常盤井」と呼ばれる泉も涌出していた。

またこの近くには、建長2年(1250)から応仁の乱によって焼失する応仁元年(1467)までの約200年間、延暦寺三門跡の1つである梶井宮が置かれていた¹⁷⁾。『応仁記』は、焼け落ちた都のありさまを語る中でこの梶井宮に触れ、「梶井ノ宮造リハ船岡山ノ瀧頭ニ東尾ヨリ行松ノ雲ニ聳ヘテ、御池ニハ常ニ群居鴛鴨ノ近江ノ湖水ニ不_レ異、所モ名ニ負フ華盛り、雲ノ林ノ宮所、雲井ノ春ニモヲトラメヤ」と、宮およびその周辺部の情景を描いている。梶井宮には、大きな池があった。この池は、17世紀末の貞享年間に成立した『雍州府志』巻8「古蹟門(上)」の「水石跡」の項目に、「今に到りて、水石の跡、ほぼ残れり」とあることから、江戸時代までその跡が残されていた。図7には、船岡山の東側を走る68mの等高線が描かれ、その一部が大きく湾曲して周囲よりもわずかに低く表されていることから、この場所Bが池の跡地であることが容易に確認できる。大正年間に測量されたこの地形図は、現在のそれと比較して標高にわずかな誤差が認められるが、この付近における市街地化以前の微地形を探るにはむしろ効果的であるといえる。梶井宮に作られたという「御池」は、おそらくそばを流れていた川(有栖川の上流)から水を引いたのだろう。

(2) 齋院付近の有栖川

雲林院の西側を流れた川は、地形に沿って船岡山の東麓を南下し、『袖中抄』にある「齋院のおはします本院のかたはら」に至る。川はこの付近では、少なくとも和歌に詠まれた10世紀初頭から13世紀前半までの約300年以上にわたって、有栖川と呼ばれていた。齋院のそばを流れた有栖川は、さらにこの下流で地形に沿って次第に向きを東側に変え、『宇治拾遺物語』に出てくる大宮末路を横切ることになる。13世紀初期に成立したと考えられている『同物語』巻4-5の「石橋の下の蛇の事」には、「女ありけり。雲林院の菩提講に、大宮を上りに参りける程に、西院の辺近くなりて石橋ありける。水のほとりを甘余り三十ばかりの女、中結ひて歩み行くが、石橋を踏み返して過ぎぬる跡に、踏み返されたる橋の下に、斑なる蛇のきりきりとしてゐたれば」¹⁸⁾と書かれていて、女が菩提講の行われる雲林院を目指して大宮末路を北に向かう途中、齋院の付近になって石橋に行きあたったことを示唆している。「水のほとりを」とあることから、そこに川が横切っていたことは間違いない。

「本院のかたはら」を流れる『袖中抄』の有栖川と、角田によって復原案が出された「本院」の紫野齋院御所、さらに「大宮」末路に架けられた「石橋」の関係をそれぞれ図7に示すと、有栖川はC付近から歌に詠まれた齋院西側のすぐ近くを流れ下り、同南側のD付近で大宮末路の下を横切ったあと、E付近になって堀川に合流していたものと推定される。しかし、少なくとも躬恒が歌に詠んだ10世紀初頭から、梶井宮にあった「御池」の時代を経て、天正年間に大徳寺の北で若狭川が東に付け替えられる16世紀後半までの約700年近くにわたって、その流れる場所を大きく移動させな

かったことが確実な有栖川は、その間に流路周辺がわずかに侵食されて、周りに比べて若干低くなっていたことが予想される。たとえば、賀茂川水系によって形成されたと考えられる扇状地面を流れ、雲林院の東をかすめて下流の一条大路で本流に注ぐ堀川（小川）の流路は、齋院の東側の部分においてそのようになっていることが図7の等高線から明確に読み取れる。同様に、有栖川周辺における地形図の等高線分布から判断する限り、その流路はC-D-Eのルートを想定するよりも、やや北側のC-F-G-H-E付近を流れていたとみるほうがはるかに自然であることがわかる。ただしこの場合は、F付近において角田による齋院の範囲に若干入り込むことになってしまう。

図7に示した角田の復原案³⁾は、近世に出版された地誌類を含むさまざまな文献史料・文学作品等を駆使して創案されたもので、そのおおよその場所については十分に説得力がある。しかし、その規模を50丈とする案については、当時の具体的な史料を伴う決定的な根拠に乏しく、なお再考の余地があるものと思われる。筆者は別稿¹⁴⁾において、『古今榮雅抄』に書かれた73丈×73丈という雲林院の規模が、平安京のような条坊制ではなく、条里制の尺度に基づいて計画されていたことを明らかにした。一方齋院についても、初代賀茂齋院の有智子内親王が卜定されたのは弘仁元年(810)のこととされており（『本朝月令』、「4月中酉賀茂祭事」や『一代要記』、「嵯峨」など）、同弘仁9年(818)には初めて齋院司が設置されていることから¹⁹⁾、すでに弘仁年間には紫野齋院が機能し始め、そこにあるべき建物もある程度は整っていたと考えられる。また、『続日本後紀』承和2年(835)4月20日には「高子内親王禊于賀茂川、始入齋院」とあって、この時点で齋院が機能していたことは確実である。齋院が、この間のいつ頃に設置されたかについては明らかではないが、雲林院の前身である紫野院と前後して創設された紫野齋院の敷地規模（サイズ）もまた、本来は農村計画の尺度であった条里と関連していた可能性が高いと考えられる。

図7には、雲林院のあった場所から延長させた条里制坪並の想定線(X-Y)が記入されている。この想定線と、大宮末路（平安京条坊の延長戦であると同時に、条里制の坪界線でもあった）とを基準として計画されていたとすれば、齋院は角田の案よりもやや北側に位置していた可能性も十分に考えられる。そうなれば、有栖川がC-F-G-H-E付近を流れていたとしても、齋院の中を通過するという空間的な矛盾はない。いずれにしても、有栖川がこの辺を流れていたことは間違いなく、『宇治拾遺物語』に出てくる「石橋」の位置も、図7のD付近から、約80m北側のG付近にかけてであったとみなされる。

最後に、『岡屋関白記』建長2年(1250)6月22日の記事に残されている、この付近で起きた小さな「事件」に触れておこう。その「事件」とは、この日、増忠法印（猪隈関白として知られた近衛家実の子）が安居院大宮にあった左大臣第を訪ねた帰り、大宮末路から北小路（現今出川通）を東に折れて間もなく、これも安居院大宮付近に邸を持っていた平時仲の車と出会った。狭い北小路の路上で、互いの従者が「道を譲れ」「いや譲らない」の喧嘩となって、先ず法印に従っていた従者の車が壊された。次にそれを見た法印側の者が怒って時仲の車を打ち破り、河底に突き入れたというものであった。『同関白記』には、「爰力者等大怒、打破時仲車突入河底云々」とある。この時の記録から、大宮末路から北小路をしばらく進んだところに「河」が流れていたことがわかる。その「河」の流れこそがまさに、有栖川の下流が東堀川に注ぐ直前の姿だったのである。ちなみに、この喧嘩の原因について記主の近衛兼経は、「古今如此、行路難不在北小路、在人情反覆間、牛童存礼、力者穩便、彼是相和、何有此難哉」、すなわち北小路という道路の狭さにあったのではなく、人の心の狭さにあるのだと歎いている。

紫野齋院の具体的な場所の考察については、その敷地規模の問題、またこの付近にあったことが確実な知足院の場所の問題などとともに、稿を改めて分析することとしたい。またこれらの考察については、12世紀後半～14世紀後半にかけての文書に出てくる、「安居院」や「安居院大路」などの位置比定の問題も考慮に入れなければならない。

以上の分析から、有栖川は、鷹峯丘陵に刻まれた小谷や栗栖野奥の釈迦谷等を水源とし、今宮社の東側や現在の大徳寺境内を南に流れたあと、船岡山と雲林院の間から齋院の西側に至る河川であったことが判明した。またさらに、齋院の南で大宮末路を横切り、「洛中絵図」に示された江戸時代初期における若狭川の流路から判断して、おそらく北小路（現今出川通）の北側あたりで現堀川通付近に至る河川であったと結論づけられる。

注・参考文献

- 1) 川村晃生校注『歌論歌学集成 5 (袖中抄・下)』三弥井書店、2000、p.158.
- 2) 『新編国歌大観』編集委員会編『新編国歌大観 CD-ROM 版』角川書店、2003.
- 3) 角田文衛「紫野齋院の所在地」(角田『紫式部伝－その生涯と『源氏物語』－』法蔵館、所収)、2007、pp.530-550. (初出は、古代文化 21-8、1972).
- 4) 小山利彦「雲林院と紫野齋院」(角田文衛・加納重文編『源氏物語の地理』思文閣出版、所収) 1999、pp.209-237. (初出は、平安文学論究 13、1998)、同『源氏物語と皇権の風景』大修館書店、2010、pp.75-137.
- 5) 加納重文『源氏物語の舞台を訪ねて』宮帯出版社、pp.70-91.
- 6) 小松茂美編『年中行事絵巻 日本の絵巻 8』中央公論社、1977、pp.59-61.
- 7) 西岡虎之助編『日本荘園絵図集成 (下)』東京堂出版、1977、p.203.
- 8) 川上 貢『禅院の建築－禅僧のすまいと祭享－[新訂]』中央公論美術出版、2005、pp.139-260.
- 9) 竹貫元勝『紫野 大徳寺の歴史と文化』淡交社、2010、pp.21-160.
- 10) 山田宗敏編・伊藤克己補訂『史料 大徳寺の歴史』毎日新聞社、pp.425-438.
- 11) 前掲⑧、p.201. 西岡虎之助編『日本荘園絵図集成 (下)』東京堂出版、1977、
- 12) 前掲⑧、p.111. 西岡虎之助編『日本荘園絵図集成 (下)』東京堂出版、1977、
- 13) 大塚 隆編『慶長 昭和 京都地図集成』、柏書房、1994. 『洛中絵図』
- 14) 片平博文「平安京北郊にあった雲林院の発展と衰退」立命館地理学 24、2012、pp.61-79.
- 15) 森 正人校注『今昔物語集 5 新日本古典文学大系 37』、岩波書店、1996、pp.192-194 頁.
- 16) 井上光貞・大曾根章介校注『往生傳・法華驗記 日本思想体系 7』、岩波書店、1974、pp.641-652.
- 17) 下中邦彦編『京都市の地名 日本歴史地名大系 27』平凡社、1979、p.482.
- 18) 小林保治・増古和子校注・訳『宇治拾遺物語 新編日本古典文学全集 50』小学館、1996、pp.152-157.
- 19) 『中右記』大治 2 年 (1127) 4 月 6 日条には、「齋院次第、嵯峨御時有智子内親王、嵯峨第九子、作詩賦人也、弘仁九年初置齋院司自斯始」とあり、この内容は『日本紀略』弘仁 9 年 5 月 22 日条に、「始置齋院司宮主一員、長官一員、次官一員、判官一員、主典二員」と明記されている。

(本学文学部教授)